

令和5年度介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開について

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

ほなみ会におきましては、この介護職員等特定処遇改善加算の算定を行っております。

この介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たすことが求められます。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算を算定していること。
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取組みを行っていること。
- ③ 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表し、見える化を図っていること。

介護職員処遇改善加算に関するほなみ会の算定状況について（令和5年度以降）

事業所	特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム南風	I
特別養護老人ホーム第二南風	I
特別養護老人ホーム花菜風	I
短期入所施設南風	I
デイサービスセンター南風	I
第2 デイサービスセンター南風	I

職場環境要件に関するほなみ会の取組みについて

- ① 資質の向上
 - 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修支援

② 労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備・ストレスチェック制度の実施

③ その他

- 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- 非正規職員から正規職員への転換
- 職員の増員による業務負担の軽減